一般競争入札を行いますので,京都市上下水道局契約規程第7条の規程に基づき,次のとおり公告します。

平成25年6月17日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 水田 雅博

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 工事件名

庁舎本館 空調機改修工事

(2) 工事場所

京都市南区東九条東山王町12 地内

(3) 工事概要

空調設備工事 一式

(4) 丁期

平成25年11月29日まで

(5) 支払条件

ア 前金払

請負代金の4割を超えない範囲内(中間前払金については2割を超えない範囲内)の額を支払う。

イ 部分払 なし

2 本件入札に関する問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎 1 階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページアドレス

http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/category/174-4-0-0-0-0-0-0-html

3 入札参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 京都市内に本店又は主たる事業所を有すること。
- (2) 京都市上下水道局の平成25年度の競争入札有資格者名簿(工事)に「管工事(空

調関係)」の種目で登録されていること。

- (3) 建設業法第27条の23の規定に基づく直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(この開札日の翌日において,当該審査基準日から1年7箇月を経過したものを除く。)における「管」の種目の総合評定値が750点以上あること。
- (4) 建設業法の定めるところにより,本件工事の施工に必要な主任技術者を配置できること。また,当該技術者については,常勤の自社社員であり,かつ入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

当該技術者については、専任義務のない他工事に配置されている技術者との兼任は可とする。

なお,入札参加資格確認申請書の提出後,配置予定技術者を変更することは認められない。また,落札した場合において,技術者配置予定調書に記載された者を配置すること及び履行の途中における技術者の変更は,原則,認められないものとする。

- (5) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から参加資格の確認までの期間に, 京都市上下水道局競争入札等取扱要綱(以下「要綱」という。)第27条第1項の規 定に基づく競争参加入札の参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が,次の各号のいずれかの関係に該当する場合は, そのうちの一者しか参加できない。

## ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし,子会社(会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
- (4) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

## イー人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (4) 一方の会社の役員が,他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法 第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 前各号を同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合
- 4 一般競争入札参加資格確認申請書等の交付
  - (1) 2の場所
  - (2) 交付期間

この公告の日から平成25年6月21日(金)まで(京都市の休日を定める条例に 規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし,正午から午後1時までを除く。)とする。

(3) 交付方法

2の場所にて無償で交付する。

なお,2の上下水道局のホームページからダウンロードすることもできる。

- 5 競争入札の参加資格の確認手続等
  - (1) 参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は,次に掲げる書類(以下「申請書類」という。)を提出し,入札参加資格について審査を受けることとする。

- アー般競争入札参加資格確認申請書
- イ 添付書類

3(3)及び(4)に掲げる条件に関する書類

(2) 申請書類の提出方法

ア 提出期間

この公告の日から平成25年6月21日(金)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし,正午から午後1時までを除く。)とする。

イ 提出場所

2 の場所

(3) 参加資格の確認の通知及び設計図書等の貸与について

申請書類の受領後,競争入札の参加資格の確認を行い,その結果は,平成25年6 月26日(水)に連絡する。参加資格があると認められた者は,この日以降に入札参 加資格通知書兼競争入札通知書及び入札書を受け取ることとし,設計図書等については,貸与するので,速やかに2において交付を受けることとする。

なお,参加資格がないと認められた者に対しては,その理由を付して通知する。

- (4) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
  - ア 参加資格がないと認められた者は,市長に対し,書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお,当該書面は,平成25年6月28日(金)午後5時までに,2の場所に提出すること。

- イ 管理者は,アによる説明を求められたときは,平成25年7月2日(火)までに, 説明を求めた者に対し書面により回答する。
- (5) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認められた者が,次の各号のいずれかに該当することになったときは,管理者は(3)による通知を取り消し,改めてその旨を通知する。

- ア 落札決定の日時までの間に,規則第2条第1項に規定する一般競争入札参加者の 資格を喪失したとき。
- イ 落札決定の日時までの間に,3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を 喪失したとき。
- ウ 競争入札参加資格の確認後,落札決定の日時までの期間に,要綱第29条第1項 の規定により競争入札参加停止措置を受けたとき。
- エ その他管理者が特に入札に参加させることが不適当であると認めたとき。
- 6 入札の実施日時及び実施場所
  - (1) 実施日時

平成25年7月8日(月)午前11時00分

(2) 実施場所

京都市上下水道局総務部用度課入札室

- 7 入札方法等
  - (1) 入札は,原則として,参加資格者が入札に参加して,入札書を入札函に投函することにより実施する。
  - (2) 入札者は , (1)により投函した入札書の書換え , 引換え又は撤回をすることはできない。

- (3) 代表者以外の者(以下「代理人」という。)が入札に参加する場合には,本件入札に関し代理人を選任した旨を記載した委任状を提出すること。ただし,代表者の記名 押印がある入札書で入札する場合には,委任状の提出は不要とする。
- (4) 入札者は,消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを 問わず,消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載する。
- (5) 入札の辞退について

入札参加資格確認申請書の提出後において,入札に参加できない事情が発生した 合等,入札書の提出前に限り辞退することができる。ただし,事前に辞退の理由を記 した入札辞退届を提出すること。

8 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 予定価格及び最低制限価格

予定価格 ¥11,530,000円(消費税及び地方消費税を含まない。) 最低制限価格 ¥9,807,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

10 入札の無効

規則第6条の2各号(第2号,第3号,第5号,第6号及び第7号を除く。)の規定に定めるもののほか,虚偽の申請により競争入札参加資格があると認めた者が行った入札は無効とする。

## 11 その他

- (1) この調達は,政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は,日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金 納付。保証金額は契約金額の1割以上とする。ただし,有価証券等の 提供又は銀行等による相応の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。 また,公共工事履行保証証券による保証を付し,又は履行保証保険契約の締結を行っ た場合は,契約保証金の納付を免除する。
- (4) 設計図書等の内容に関する質問は受け付けない。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 公正な競争を確保するため,本件入札において互いに競争相手であった落札者(以下「契約者」という。)と落札者以外のもの(以下「非落札者」という。)とが,次に掲げる事項を行うことを禁止する。

- ア 契約者が,非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する 建設工事を請け負わせること。
- イ 非落札者が,契約者から本件工事を請け負うこと(2次下請,3次下請その他契 約者と直接契約を締結しない場合を含む。)。
- (7) 京都市暴力団排除条例第12条第5項の規定により,契約の締結時に同条例施行規則第6条第1項に規定する誓約書を提出すること。ただし,契約金額が1,500,00円未満である場合を除く。

なお,誓約書を提出しない場合は,契約を締結しない。

(上下水道局総務部用度課)